国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

住民基本台帳法第１１条第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年11月1日から令和8年10月31日までの閲覧の状況

閲　覧　年　月　日	請求者・申出者（委託者）	閲　覧　者　（受託者）	請　求　事　由　の　概　要	閲覧に係る市民の範囲

※今回はありませんでした。